

令和6年度加東市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年4月1日制定

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、市が行う障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、基本的な事項を定める。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針の対象となる障害者就労施設等は、その所在地又は住所が市内にある次に掲げる施設等のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次に掲げる事業所、施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

（2） 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項に規定する特例の適用を受ける子会社

イ 次に掲げる要件を全て満たす重度障害者多数雇用事業所

① 雇用する障害者の数が5人以上であること。

② 全従業員に占める障害者の割合が20%以上であること。

③ 雇用する障害者に占める重度障害者の割合が30%以上であること。

（3） 在宅就業障害者等

ア 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

4 調達の対象とする物品等及びその調達目標額

市において重点的に調達を推進すべき物品等及び調達目標額は、別紙のとおりとする。

5 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、市の全ての部局等において取り組むものとする。
- (2) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を市の全ての部局等で共有し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (3) 障害者就労施設等への発注に際して、受注窓口をできるだけ活用するものとする。
- (4) 障害者就労施設等に発注予定の物品等について、受注窓口は、情報収集に努め、障害者就労施設等に随時情報を提供するものとする。

6 調達に関する取りまとめ

この調達方針による物品等の調達に関する取りまとめは、加東市健康福祉部社会福祉課とする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表するものとする。
- (2) この調達方針に基づき調達した物品等の実績は、翌年度速やかに概要を取りまとめ、市ホームページ等により、公表するものとする。

別紙

令和 6 年度障害者就労施設等からの物品等の調達目標

○目標とする金額

令和 6 年度においては、8 5 0 , 0 0 0 円を目標として定め、それを上回るよう努める。

○対象物品等

	品目・役務	用途、使用例
物品	おからケーキ	記念品・景品
	ジャム	記念品・景品
	クッキー	記念品・景品
	パン	記念品・景品
	バナナブレッド	記念品・景品
	播州織コラボストール	記念品・景品
	その他食品・物品	
役務	印刷業務全般	
	シール貼り	
	封入	
	包装	
	組立	
	ゴム印押し	
	施設敷地内草取り	
	建物内清掃	
	エコステーションでの分別作業	